OCSミニマルカード会員規約

2025年10月1日改訂

第1条(会員)

- (1) 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社OCS(以下「当社」といいます。)に「OCSミニマルカード」(以下「カード」といいます。)の会員として入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。
- (2) 会員と当社との本規約に基づく契約(以下「本契約」といいます。)は、当社が入会を承認したときに成立します。

第2条(カードの貸与・管理、有効期限)

- (1) 当社は、会員にカードを1枚発行し貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。
- (2) カードは会員のみが利用でき、他人に譲渡、質入、担保提供、貸与、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできません。また、カードに関する情報(カード番号、暗証番号その他カードに関する情報を含み、以下これらを総称して「カード情報」といいます。)も他人に提供することはできません。なお、当社が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。
- (3) カードの有効期限は1年とし、期間満了日の30 日前までに会員から退会の申出がなく、当社が所定の審査に基づき引続き会員として認める場合は、更に1年間を限度に本契約を更新することができ、以後も同様とします。なお、カードの有効期限内に成立した契約については、有効期間経過後といえども本規約を適用します。

第3条(暗証番号)

- (1) 会員は、入会申込時に暗証番号を当社に届出るものとします。この場合、会員は、暗証番号が本人確認のための番号であることを認識し、同一の番号 (「0000」「9999」等)、連続する番号(「1234」「9876」等) および生年月日、電話番号、自宅住所等から推測される番号以外の数字を選択します。なお、暗 証番号の届出がない場合、または届出た暗証番号がセキュリティ上不適格な場合には、カードを発行することはできません。
- (2) 会員は、暗証番号を他人に知られないように、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。なお、暗証番号が他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし、暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当社が認めたときは、この限りではないものとします。

第4条(取引時確認等)

当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく取引時確認(本人特定事項等の確認)が当社所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき当社が必要と判断した場合には、入会を断ること、カードの利用を停止すること、および会員資格を取消すことがあります。

第5条(カードの利用可能枠)

- (1) カードの利用可能枠は、会員が希望する利用可能枠の範囲内で当社が定める金額とし、その増額については、会員の要請を当社が承認した場合に限るものとします。また、当社は、会員のカード利用状況および信用状態等により必要と認めた場合には、いつでも利用可能枠を減額し(利用可能枠を0円にすることを含みます。)、または新たな借入を制限もしくは中止することができます。なお、利用可能枠の設定およびその変更に際し、当社は、会員にその内容を通知します。
- (2) 会員は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用しないものとします。なお、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、直ちにその超過金額を一括して支払うものとします。

第6条(カードキャッシング)

- (1) 会員は、第5条の利用可能枠の範囲内で、次のいずれかの方法により、当社から金銭を借入れる(以下「カードキャッシング」といいます。)ことができます。
 - ① 当社指定の現金自動預払機等(ATM等)において、所定の手続きにより現金の払出しを受ける方法。この場合、会員は、当社に対し、現金の払出しに要する所定の利用手数料を支払うものとします。
 - ② 電話またはインターネット等にて、所定の手続きにより第8条に定める支払口座に振込む方法
 - ③ その他、当社が定める方法
- (2) 1回あたりのカードキャッシングについて、(1)①に定める方法は1万円以上1万円単位、(1)②に定める方法は5千円以上1千円単位とします。
- (3) 会員は、当社がカードキャッシングの利用(貸付の契約)に関する勧誘を行うことをあらかじめ承諾するものとします。なお、会員は、当社に申出ることにより、勧誘の承諾を取消すことができます。

第7条(カードキャッシングの返済方式および利息計算)

- (1) カードキャッシングによる借入金(以下「借入金」といいます。)の返済方式は、一括払い(元利一括払い方式)、リボルビング払い(借入時残高スライド元利定額返済方式)のうち、会員が利用時に指定した方法によるものとします。
- (2) (1)の各返済方式における利息の計算およびこれに基づき支払うべき金額(以下「返済金」といいます。)は、次のとおりとします。なお、利息の計算は、当社が定めた利率(実質年率)によるものとします。
 - ① 一括払いの場合は、カードキャッシング利用月の翌月に、下記計算式による利息を借入金に加算して支払うものとします。 利息=借入金×利率÷365 日(閏年366 日)×カードキャッシング利用日の翌日から支払日までの日数
 - ② リボルビング払いの場合は、カードキャッシング利用月の翌月から下記のとおり支払うものとします。
 - イ) 返済金は、カードキャッシング利用時の月末残高に基づき、下記支払算定表の区分に応じた金額とします。
 - ロ) 返済により借入金の残高が減少しても、新たなカードキャッシングの利用がない場合には、返済金は前月と同額とします。
 - ハ) 最終月等、前月の返済金に満たない場合には、返済金は借入金の残高および利息の合計額とします。
 - 二) 利息が下記支払算定表の金額を超える場合には、返済金は利息全額とします。この場合、利息は下記計算式によるものとします。 (初回)利息=借入金×利率÷365 日(閏年366 日)×カードキャッシング利用日の翌日から当月支払日までの日数 (2回目以降)利息=月末残高×利率÷365 日(閏年366 日)×前月支払日の翌日から当月支払日までの日数

リボルビング払い(借入時残高スライド元利定額返済方式)の支払算定表

毎月の返済金
2,000 円
3,000 円
4,000 円
7,000 円
11,000 円
12,000 円
13,000 円

第8条(返済日および返済方法等)

- (1) カードキャッシングの返済日は毎月27 日とし、会員は、返済金を第7条(2)の規定のとおり、当社指定の金融機関のうち会員が支払いのため届出た会員 名義の預金口座(以下「支払口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。なお、返済日当日が金融機関の休業日に当たる場合 は、翌営業日に口座振替を行います。ただし、支払口座が設定されていない等、当社が指定した場合には、会員は、当社指定の金融機関口座への振 込または当社指定のコンビニエンスストアの収納代行を利用して支払うものとします。
- (2) 返済日における支払口座の残高不足等により、返済金の口座振替が不能となった場合には、当社は、当社所定の日に、返済金の全部または一部の金額について再度口座振替を行うことができます。ただし、当社が別途指示した場合には、会員は、当社の指示に基づく返済日、返済方法等により支払うものとします。

第9条(遅延損害金)

会員は、返済金の支払いを遅滞したときには返済金の元本に対し、また本契約に基づき期限の利益を喪失したときには借入金の残高に対し、返済金の支

払期日または期限の利益喪失の日の翌日から完済の日に至るまで、年20.00%の割合(1年を365 日(閏年366 日)とする日割計算とします。)による遅延損害金を支払うものとします。

第10条(繰上返済)

- (1) 会員は、カードキャッシングの残高の全部または一部の金額を返済日前に繰り上げて支払う(以下「繰上返済」といいます。)場合には、事前に当社の承認を得て行うものとします。この場合、会員は、当社に対し、事前に連絡のうえ、書面の提出等当社所定の手続きをとるものとします。
- (2) 会員は、(1)の連絡、手続きにおいて、繰上返済にかかる返済範囲、返済方法および返済日を指定するものとし、当社は、会員指定の繰上返済条件に基づき、支払うべき金額(以下「繰上返済金」といいます。)を会員に通知します。なお、繰上返済において指定できる返済範囲および返済方法は、下記表のとおりとします。

カードキャッシングの返済方式(第7条)	繰上返済	
	返済範囲	返済方法
一括払い	カードキャッシングの残高の全額	当社指定の金融機関口座への振込、または当社
リボルビング払い	カードキャッシングの残高の全額	指定のコンビニエンスストアでの支払い(収納代
	カードキャッシングの残高の一部額	行)

- (3) 繰上返済において、次のいずれかに該当する場合は、第11 条の規定に基づき充当等をするものとします。
 - ① 当社の承認を得ることなく、行われたとき。
 - ② 当社の承認を得た場合であっても、会員が指定した返済日と異なる日に行われたとき。
 - ③ 当社の承認を得た場合であっても、会員が指定した返済方法と異なる方法で行われたとき。
 - ④ 当社の承認を得た場合であっても、繰上返済金と異なる金額の支払いが行なわれたとき。

第11 条(返済金等の充当等)

- (1) 当社は、会員が支払った金額について、会員に通知することなく、当社が適当と認める順序、方法により、本契約および他の契約に基づく債務に充当をすることができます。ただし、会員が第10条(2)に定める繰上返済条件に基づき繰上返済金を支払った場合は、この条件に従い充当するものとします
- (2) 会員が支払った金額について、返済金(繰上返済金を含みます。)を完済させるに足りないときには、当社は、会員に通知することなく、当社が適当と認める順序、方法により、本契約および他の契約に基づく債務に充当することができます。
- (3) 会員が支払った金額について、返済金(繰上返済金を含みます。)を超過しているときには、当社は、会員に通知することなく、当社が適当と認める順序、 方法により、本契約に基づく当社所定の期日における返済金(繰上返済金を含みます。)として取扱うほか、その差額を本契約以外の契約に基づく債務 に充当し、または会員に返金することができます。

第12 条(届出事項の変更等)

- (1) 会員は、当社に届出た氏名、自宅住所、電話番号、職業、勤務先(勤務地、電話番号)、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、取引目的、支払口座およびその他の事項について変更が生じた場合には、遅滞なく書面の提出等当社所定の方法により当社に届出るものとします。
- (2) 会員は、(1)の事項の変更届出がないために、当社からの通知、送付書類等が延着または不到達となった場合においても、当社が通常到達すべきときに会員に到達したものとみなすことに異議がないものとします。ただし、変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社が認めたときは、この限りではないものとします。
- (3) 当社が会員宛に書面により通知した場合において、会員が不在のため郵便局に留置されたときは留置期間満了時に、また会員が受取を拒否したときは 受取拒否時に会員に到達したものとみなします。 ただし、会員にやむを得ない事情があると当社が認めたときは、この限りではないものとします。
- (4) 会員と当社との間で本契約以外の契約がある場合において、会員が本契約以外の契約について変更の届出を行った場合は、会員と当社との間の全ての契約に変更の届出があったものとみなすことがあります。
- (5) (1) (4) のほか、当社は、適法かつ適正な方法で取得した個人情報その他の情報により(1) の事項に変更があると合理的に判断したときには、変更の届出があったものとして取扱うことがあり、会員はこれに異議がないものとします。
- (6) 会員は、後見、保佐、補助の審判が開始されたとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、直ちに当社所定の方法により届出るものとし、この届出がないために生じた会員の損害について、当社は責任を負わないものとします。なお、会員の後見人、保佐人、補助人が後見、保佐、補助の審判が開始されたとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときも同様とします。

第13条(期限の利益喪失)

- (1) 会員は、返済金等の支払いを1回でも遅滞したときには、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。ただし、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します。
- (2) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときには、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします
 - ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - ② 差押、仮差押、保全差押、仮処分(ただし、信用に関しないものを除きます。)の申立または滞納処分を受けたとき。
 - ③ 会員に破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ④ 債務整理のための和解、調停等の申立があったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到達したとき。
 - ⑤ 他人に対し、カードの貸与、譲渡、質入、担保提供等、またはカード情報の提供を行う等、当社のカードの所有権を侵害し、その他これに準ずる行為をしたとき。
 - ⑥ 住所の変更届出がなく、当社にとって所在が不明であるとき。
 - ⑦ 当社が会員宛に書面により通知した場合において、届出住所に所在せず、転居先も不明で、または受取を拒否する等により通知が到達しなかったときは、当社通知日から25日間を経過したとき(ただし、通知が到達しなかったことについて、正当な理由があると当社が認めたときを除きます。)。
- (3) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときには、当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。
 - ① 入会申込みの申告事項、第12 条の届出事項等について、虚偽の申告があったとき。
 - ② 会員が経営する法人につき、破産、特別清算、会社更生、もしくは民事再生の手続開始の申立または解散その他営業の廃止があったとき。
 - ③ 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
 - ④ その他、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第14条(反社会的勢力等の排除)

- (1) 会員は、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを総称して「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当する関係を有しないことを表明し、確約するものとします。
 - ① 反社会的勢力等が経営を支配し、または経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ② 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係
 - ④ その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係
- (2) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員が反社会的勢力等もしくは(1)各号のいずれかに該当し、もしくは(2)各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の報告をしたことが判明した場合において、当社は、取引を継続することが不適切であると判断したときには、会員に通知することなく、直ちにカードの利用を停止し、会員資格を取消すことができます。この場合、会員は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに残債務全額を支払うものとします。
- (4) (3)の規定の場合において、当社に損失、損害または費用(以下「損害等」といいます。)が生じた場合には、会員は、損害等を賠償する責任を負うものとします。また、会員に損害等が生じた場合には、会員は、当社に何らの請求を行うことはできません。
- (5) (3)の規定に基づき会員資格が取消された場合においても、本契約に基づく債務があるときは、残債務全額が完済されるまで本規約が適用されます。

第15 条(マネー・ローンダリング等の禁止)

- (1) 会員は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力等に対して資金供与等を行うこと、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為を遂行する目的で、または遂行する手段として、カードを利用してはならないものとします。
- (2) 当社は、(1)の違反の有無を確認するために必要があると認めるときには、会員に対し、報告、資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。なお、会員が正当な理由なく所定の期間内にこれに応じなかったとき、もしくは十分な情報が得られなかったときには、当社は、第17条(3)に定める措置をとることができます。

第16条(費用、公租公課等の負担)

- (1) 会員は、次の各号に掲げる諸費用を負担するものとします。なお、この諸費用は、法令の範囲内で当社が別途定める金額とします。
 - ① 第6条(1)①に定める現金自動預払機等(ATM等)から現金の払出しを受ける場合に要する利用手数料
 - ② 第8条に定める口座振替以外の方法で支払う場合の振込手数料、収納代行手数料その他の返済に要する費用、および当社からの返金等に要する 費用
 - ③ 第8条(2)に定める再度の口座振替に要する手数料
 - ④ 第10 条に定める繰上返済を行う場合に要する振込手数料、収納代行手数料
 - ⑤ カードの再発行に要する手数料
 - ⑥ 第19 条に定める法令に基づき交付する書面の再発行に要する手数料
 - (7) 会員の要請に基づき交付する各種証明書等の発行に要する手数料
 - ⑧ 督促、その他債権の保全および回収のために要する費用
- (2) 会員は、カードキャッシングまたは本契約に基づく費用、手数料等に関して課される消費税等の公租公課(増額された場合には、その増額分を含みます。)を負担するものとします。

第17条(退会、会員資格の取消およびカードの利用停止等)

- (1) 会員は、自己の都合により退会するときには、当社所定の方法により届出を行い、会員の責任と費用負担により、直ちにカードを使用不能の状態にして、当社の指示により返却または廃棄するものとします。また、会員は、退会届出後も本契約に基づく債務について支払の責を負い、当社が請求したときには直ちに残債務全額を一括して支払い、退会の効力は残債務全額の完済をもって生じるものとします。
- (2) 会員は、沖縄県外に転出したときには、会員資格が取消されること、および(1)の規定が適用されることに異議がないものとします。
- (3) 当社は、会員が次のいずれかに該当したときには、会員に通知することなく、会員資格の取消、カード利用の停止、または利用可能枠の減額等、必要な措置をとることができます。なお、会員資格が取消された場合は、(1)の規定が適用されます。
 - ① 入会申込みの申告事項、届出事項等において、虚偽の申告があったとき。
 - ② 本規約のいずれかに違反したとき。
 - ③ 返済金等、その他当社に対する債務の支払を遅滞したとき。
 - ④ 第13条(1)(2)(3)のいずれかに該当したとき。
 - ⑤ カードの利用状況もしくは支払状況等または個人信用情報機関の情報等により、会員の信用状態に重大な変化が生じ、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。
 - ⑥ 会員が死亡したとき。
 - ⑦ 住所の変更届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、会員への通知、連絡が不能と当社が判断したとき。
 - ⑧ 当社が送付したカードを所定の期間内に受取らないとき。
 - ⑨ 第4条、第12条、第14条、第15条、第20条その他事項に関する確認、調査のため、会員に対し報告、書類の提出等を求めたにもかかわらず、 所定の期間内に応じなかったとき、もしくは十分な情報が得られなかったとき。
 - ⑩ 不正使用の被害を未然に防止する必要があると当社が判断したとき。
 - ① その他会員として不適格と当社が判断したとき。

第18条(カード等の不正使用)

- (1) 会員は、カードまたはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下「紛失・盗難等」といいます。)にあった場合には、速やかにその旨を当社に通知のうえ、所轄の警察署に届出を行い、かつ当社に所定の書類を提出します。ただし、カード情報の紛失・盗難等については、当社への通知で足りるものとします。
- (2) カードまたはカード情報が他人に不正に使用された場合は、(1)の通知・届出等必要な手続きが完了したことを条件として、当社が不正使用による損害をてん補するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社はてん補の責を負わず、その全額を会員が負担します。
 - ① カードまたはカード情報の不正使用につき、会員の故意または重大な過失によって生じた場合
 - ② 会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者によって、カードまたはカード情報が使用された場合
 - ③ 戦争、地震などで著しい社会秩序の混乱の際に、カードまたはカード情報の紛失・盗難等が生じた場合
 - ④ 本規約に違反している状況において、カードまたはカード情報の紛失・盗難等が生じた場合
 - ⑤ カードまたはカード情報利用の際に、会員の暗証番号等(認証情報を含みます。)が使用された場合(第3条(2)ただし書きの場合を除きます。)
 - ⑥ 会員が当社等の請求する書類の提出に応じない場合、または当社等の被害状況調査に協力しなかった場合
 - ⑦ ①(1)の通知・届出等または(2)⑥の書類・調査に対する回答の内容等に虚偽がある場合、または会員が重要事項を告知していなかった場合
 - ⑧ その他、会員が当社の指示に従わなかった場合
- (3) 当社が会員の届出住所宛に発送したカードが会員に届かず、他人に不正に使用された場合は、その損害のてん補について、(2)の規定を適用します。 なお、カード発送に際し、当社は事前にその旨を会員に通知するものとし、次の場合には、会員は次の各号に定めるところに従い対応します。
 - ① 届出住所に変更がある場合は、直ちにその旨を当社に通知し、必要な届出をすること(第12条(2)ただし書きの場合を除きます。)。
 - ② カードが届かない場合は、速やかにその旨を当社に通知すること。
- (4) カードは、紛失・盗難等または毀損・滅失等において当社が適当と認めたときに限り、再発行するものとします。この場合、会員は、当社の請求により所定 の手数料を負担します。
- (5) 偽造カードの使用にかかる債務について、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は、当社等の求めに応じ、被害状況の調査等必要な協力を行います。ただし、偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、偽造カードの使用にかかる債務について、会員が支払いの責を負うものとします。

第19条(書面の交付)

- (1) 当社は、カードキャッシングの利用または返済に基づき、貸金業法第17 条第1項に定める書面(契約締結時の書面)および第18 条第1項に定める書面(受取証書)を会員に交付します。
- (2) 当社は、会員の承諾に基づき、(1)の書面に代えて、貸金業法第17 条第6項および第18 条第3項に定める書面(一定期間における借入、返済その他の取引状況を記載した書面)を交付することができます。

- (3) (1) (2) の書面の記載内容(返済期間、返済回数、返済金額等)は、この書面作成日後のカードキャッシングの利用または繰上返済等により変動する場合があります。
- (4) 当社は、会員の承諾に基づき、(1)(2)の書面を電磁的方法により提供することができます。

第20条(提出書類)

- (1) 当社は、入会後においても、貸金業法その他法令等の定めにより、収入または収益その他資力を証する書面(以下「収入証明書等」といいます。)の提出を会員に求めることができ、会員は異議なくこの求めに応じるものとします。なお、会員が当社指定の収入証明書等を所定の期間内に提出しない場合には、当社は、会員資格の取消、カード利用の停止、または利用可能枠の減額等、必要な措置をとることができます。
- (2) 会員は、提出した収入証明書等について、当社において内容の確認および会員の返済能力調査のために使用されること、また法令で定める場合または当社が特に認めたときを除き返却できないこと、および所定の期間保存経過後に適切な方法で廃棄されることに同意するものとします。

第21条(債権譲渡)

- (1) 会員は、当社の資金調達、流動化その他の目的のため、本契約に基づく債権を金融機関または債権回収会社等に譲渡、担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権をその譲渡先から再び譲り受けること、およびこれらの債権譲渡に必要な会員の情報を取得、提供することについて、あらかじめ同意するものとします。
- (2) 会員は、(1)の債権譲渡について、当社に対して有し、または将来有することとなる相殺の抗弁、同時履行の抗弁、無効・取消・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他一切の抗弁を放棄し、また契約の不成立、不存在を主張しないものとします。

第22 条(規約の変更)

- (1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を(2)に定める方法により変更することができます。
 - ① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
 - ② 変更の内容が本規約にかかる取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2) 規約の変更にあたり、当社は、効力発生日を定めたうえで、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期について、あらかじめ下記の方法 その他相当な方法による公表、通知をもって会員に周知します。
 - ① 当社ホームページまたは本社もしくは各営業店に変更内容を掲示し、公表する方法
 - ② 書面の送付、電子メールの送信等により通知する方法
- (3) 会員は、本規約の変更に異議がある場合には、退会を申出ることができ、この場合は第17条(1)の規定によるものとします。

第23 条(準拠法)

本契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されます。

第24 条(合意管轄裁判所)

本契約について紛争が生じた場合は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地または当社の本店、営業店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の取得・保有・利用)

本人会員入会申込者、本人会員および家族会員入会申込者、家族会員(以下これらを総称して「会員等」という。また、会員等のうち、本人会員入会申込者および本人会員を 総称して以下「本人会員等」という。)は本契約(本申込を含みます。以下同じ。)および本契約以外の契約に係る株式会社OCS(以下「当社」という。)との取引の与信判 断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という。)を当社が保護措置を講じたうえで取得、保有、利用することに同意します。

- ①会員等が所定の申込書に記載した、または申込時、あるいは、その後に当社に提出した書面等に記載された氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、E メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況等、本人確認書類の記号番号等本人を特定するための情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む。以下同じ)および取引目的、職業。
- ②本契約に関する入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠等、本契約の内容に関する情報。
- ③本契約に基づく返済開始後の利用残高、利用明細、月々の返済状況等、取引の現在の状況および履歴に関する情報。
- ④本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するため、または支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、会員等が申告した資産、負債、収入、ならびに本契約以外の当社との契約により取得したカードおよびローン等の利用履歴、返済履歴。
- ⑤本人確認書類、収入証明書等、法令等に基づき取得が義務付けられたもの、または当社が必要と認めた場合に、会員等が提出した書類に記載された事項。
- ⑥当社が適法かつ適正な方法により取得した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項。
- ⑦官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。

第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

- (1)会員等は、当社及び株式会社琉球銀行やそのグループ会社並びに提携会社(以下「当社ら」という)の金融商品やサービスに関し、下記の利用目的のために利用する個人情報を当社らが保護措置を講じたうえで保有、利用することに同意します。
 - ①提供する金融商品・サービスにかかる市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの研究や商品開発。(第 1条①②③④の情報)
 - ②当社の事業における宣伝物・印刷物の送付および電話等による営業案内や当社らの金融商品・サービス等の各種提案。なお、当社の事業とは、クレジット業務(クレジットカード業務を含む)、融資業務、信用保証業務、損害保険の代理業務、生命保険募集業務(それらに付随して提供するサービスを含む)等です。当社の事業内容の詳細につきましては当社ホームページ https://www.ocsnet.co.jpでお知らせしております。(第1条①②③④の情報)
 - ③各種取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理。(第1条①②③④の情報)
- (2)会員等は、提携カードの場合において、当該提携先企業が(1)に記載の各目的(この場合において上記目的中「当社の事業」とあるのは、「提携先の事業」と読替えます)のため、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで個人情報を提供し、提携先企業が利用することに同意します。 (第1条①②の情報)
- (3)会員等は、ご本人の確認等や、各種金融サービスをご利用頂く資格等の確認のために個人情報を利用することに同意します。(第1条①②③ ⑤⑥の情報)
- (4)会員等は、当社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入れその他の取引のために個人情報を利用することに同意します。 (第1条①②③④⑤⑥⑦の情報)
- (5)会員等は、当社が本契約に基づく当社の業務を第三者に業務委託する場合には、当該業務委託先に業務の遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託することに同意します。(第1条①②③④⑤⑥⑦の情報)

第3条(信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供)

- (1)信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意
- 本人会員等は、下記の事項に同意します。
- ①当社は、本人会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(注)及びこれと提携する信用情報機関(以下、「提携信用情報機関」といいます。)に提供し、本人会員等に関する信用情報((3)①に定める情報をいいます。以下同じ。)をこれら信用情報機関に照会します。
- ②上記①の照会により、これら信用情報機関に本人会員等の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本人会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用します。
- (注)個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者 (以下「加盟事業者」といいます。)に提供することを業とするものをいいます。
- (2)信用情報機関への信用情報の提供に関する同意
- 本人会員等は、下記の事項に同意します。
- ①当社は、本人会員等に係る本契約に基づく下表に定める信用情報を、当社が加盟する信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該信用情報機関において下表に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。

株式会社シー・アイ・シー			
当社が提供する信用情報	登録期間		
本契約の申込みに係る事実 (本人を特定するための情報及び申込みの事実)	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間		
本契約に係る事実 (本人を特定するための情報及び本契約に係る客観的な取引事実)	契約期間中及び契約終了後5年以内		
上記、本契約に係る事実に債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合	契約期間中及び契約終了後5年間		

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

株式会社シー・アイ・シー

- (イ)本人会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)。
- (n) 申込・契約内容に係る情報(契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、利用可能枠、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数、等)。
- (ハ)支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等)。 (3)信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意
- 本人会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による本人会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。
 - ①信用情報機関が保有する信用情報
 - 当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。
 - (イ)上記(2)①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報
 - (中)信用情報機関が収集した(イ)以外の情報
 - (ハ)信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
 - ②信用情報機関による信用情報の利用
 - 当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。
 - (イ)信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理
 - (1)信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出
 - ③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供
 - 当社が加盟する信用情報機関は、信用情報(①(イ)($\mathfrak p$)($\mathfrak p$)) を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(①(イ)) を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。
- (4) 当社が加盟する信用情報機関及びその提携信用情報機関
 - ①当社が加盟する信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」といいます。)の名称等
 - 当社が加盟する加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し、同意を得るものとします。

会社名	電話番号	ホームページアドレス
株式会社シー・アイ・シー (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)	0570-666-414	https://www.cic.co.jp/

※ (株) シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

②提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。

会社名	電話番号	ホームページアドレス
株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)	0570-055-955	https://www.jicc.co.jp/
全国銀行個人信用情報センター	03-3214-5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

- ※(株)日本信用情報機構及び全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
- (5)本人会員等は、加盟信用情報機関及び当該機関の加盟会員が、加盟信用情報機関に登録されている個人情報について、正確性及び最新性の維

持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、個人情報を相互に提供し、利用することに同意します。

第4条(個人情報の公的機関等への提供)

会員等は当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)会員等は、当社および第3条(4)で記載する加盟信用情報機関に対し、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - ①当社に開示を求める場合には、第8条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えいたします。また、当社ホームページでもお知らせしております。
 - ②加盟信用情報機関に開示を求める場合には、当該機関が定める方法によって行うことができます。第3条(4)記載の加盟信用情報機関に連絡してください。
- (2) 開示により万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、会員等が本契約に必要な事項(契約書等に記入すべき事項)の記入を希望しない場合、または本同意条項(変更後のものを含みます。)の内容の全部若しくは一部に 同意しない場合、本契約の締結をお断りすることがあります。ただし、第2条(1)に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

本条項第2条(1)による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の利用を中止する措置をとります。中止

の措置につきましては、第8条記載の窓口まで連絡して下さい。但しご利用代金明細書等業務上必要な書類に同封される宣伝・印刷物については この限りではありません。

また、当該利用中止の申し出により当社および当社の加盟店等の商品・サービス等の提供ならびに営業案内を受けられなくなる場合があることを本人会員等は、あらかじめ承認するものとします。

第8条(個人情報に関するお問い合わせ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせ、宣伝物・印刷物の送付等、営業案内中止の申出は下記の当社管理部までお願いします。

会 社 名	株式会社OCS 管理部
住所	〒900-8609 沖縄県那覇市松山2-3-10
電 話 番 号	098-861-1337
ホームページアドレス	https://www.ocsnet.co.jp
営 業 時 間	平日 9:00~17:00

第9条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条および第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用

されることはありません。

第10条 (条項の変更)

本条項は当社所定の方法により、必要な範囲内で変更できるものとします。

【当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関】

(名称)日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

(住所) 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階

(TEL) 03-5739-3861

(FAX) 03-5739-3024

株式会社OCS

〒900-8609 沖縄県那覇市松山2-3-10

貸金業登録番号 沖縄総合事務局長(6)第00017号

日本貸金業協会会員 第005474号

サポートセンター(総合案内窓口) 098-901-0094 平日9:00~17:00 (自動音声対応/24時間365日受付)

お客様相談室(苦情・ 相談窓口) 0120-11-0404 平日9:00~17:00

